

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会
理事の選任に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第24条並びに第25条の規定により、理事は15名以内で、社員の中から選任するが、その選任の方法については、この規程の定めるところによる。

(理事の選出)

第2条 理事は社員総会において選任されるが、予め次により理事候補者を選出する。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 第2項に定めるブロック会から、社員互選により理事候補者を選出する | 7名 |
| (2) 社員の業種別から会長の指名により理事候補者を選出する | 3名 |
| (3) 正副会長会により理事候補者を選出する | 5名 |
| 2 第1項第1号に定めるブロック及び理事候補者数は次のとおりとする | |
| ①大津ブロック会 大津市 | 1名 |
| ②南部ブロック会 草津市、守山市、栗東市、野洲市 | 1名 |
| ③甲賀ブロック会 湖南市、甲賀市 | 1名 |
| ④東近江ブロック会 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 | 1名 |
| ⑤湖東ブロック会 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 | 1名 |
| ⑥湖北ブロック会 長浜市、米原市 | 1名 |
| ⑦高島ブロック会 高島市 | 1名 |
| 3 第1項第2号に定める業種別は次のとおりとする | |
| ①特別養護老人ホーム | 1名 |
| ②養護老人ホーム | 1名 |
| ③ケアハウス | 1名 |

(規程の改廃)

第3条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(その他)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会にて別に定める。

(附則)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。